

森林施業省力化促進事業実施要領

平成元年8月11日・元森第810号
改正 平成2年5月16日・2森第375号
改正 平成10年4月28日・10森第299号
改正 平成11年3月1日・10森第303号
改正 平成13年8月3日・3森第198号
改正 平成15年2月18日・5森第170号
改正 平成16年10月14日・6森第617号
改正 平成22年7月12日・2林第300号
改正 平成26年5月1日・6林第281号
改正 令和6年6月7日・6林第268号

第1 趣旨

この要領は、森林施業省力化促進事業補助金交付要綱（平成元年京都府告示第475号。以下「要綱」という。）に基づく森林施業省力化促進事業（以下「事業」という。）を円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 事務の処理

要綱及びこの要綱に基づき知事が行う事務は、事業施行地を所管する京都府広域振興局長及び京都府京都林務事務所長（以下「広域振興局長等」という。）が専行により行うものとする。

第3 事業の内容

事業の内容は、次のとおりとする。

1 開設

森林施業の省力化を目的とする路網の開設とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 簡易作業道の開設

森林施業を安全かつ効率的に実施するために行う、林内作業箇所と既設の作業道又は林道を結ぶ小規模な作業道の開設。

(2) 森林施業路の開設

森林施業を安全かつ効率的に実施するために行う、林内作業箇所における小規模な作業道の開設（次に該当する路線を除く。）。
ア 花崗岩礫地帯等に位置し、切取法面等の維持が困難な箇所を通過する路線

イ 地すべり危険地帯等に位置し、地すべりの発生を誘発する危険のある箇所を通過する路線

ウ 人家等、建築物の背後斜面を通過する路線

2 改良

既設路網において機能の向上を図るための幅員拡幅や路盤工、簡易構造物の施工とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 簡易作業道の改良

森林施業省力化促進事業により開設した既設の簡易作業道の改良。

(2) 森林施業路等の改良

森林施業省力化促進事業により開設した既設の森林施業路並びに森林環境保全整備事業等により開設した既設の森林作業道の改良。

第4 補助対象

1 補助対象とする事業は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

(1) 開設

ア 受益対象戸数が2戸以上あること。

イ 開設においては、1路線につきおおむね100メートル以上の延長であること。

ウ 1路線につき、その利用区域内において森林施業を0.1ヘクタール以上の規模において実施すること。

エ 森林施業路の開設にあつては、1路線の査定事業費が300万円未満であること。

(2) 改良

ア 保守・補修的な施工を除くものとし、施工後の機能向上が図られていること。

イ (1)のアからウの条件の他、1施工箇所の査定事業費はおおむね10万円以上100万円未満とするが、森林環境保全整備事業により開設した森林作業道において行う場合に限り、1施工箇所あたりの査定事業費の上限をおおむね20万円未満とする。

2 1の(1)のウの森林施業の内容は、市町村森林整備計画の対象となっている森林における次のいずれかの作業をいうものとする。

(1) 造林のための地拵え、植栽、下刈、つる切り、雪起こし、除間伐及び枝打ち

(2) 特用林産物に係るマツタケ施業改善及びシイタケ原木林の整備

(3) 森林病虫害（松くい虫、カシノナガキクイムシ）及び気象害による被害木の整理

第5 路線計画

事業を実施する主体（以下「事業主体」という。）が当該事業に係る路線の開設や改良を計画するに当たっては、次に留意するものとする。

(1) 林地の保全に努め、災害等の発生原因とならないようにすること。

(2) 既設林道及び作業道と有機的に関連させ、合理的な森林施業が可能な線形とすること。

(3) 簡易作業道は、普通トラック又は軽4輪トラックが安全に通行できるものとする。

(4) 森林施業路は、林内作業車又は軽4輪トラックが安全に通行できるものとする。

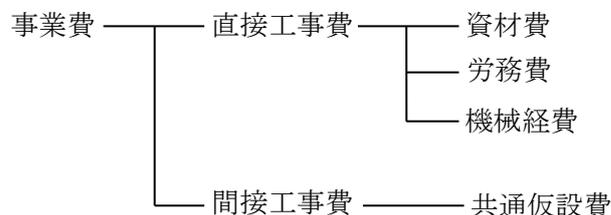
(5) 森林施業路は、常水のある沢の横断は避けることとする。

第6 規格、構造等

- 1 簡易作業道の規格及び構造は、別に定める作業道実施基準（以下「作業道実施基準」という。）の2級及び3級に基づくものとする。
- 2 森林施業路の規格及び構造は次のとおりとする。
 - (1) 全幅員は1.8メートル以上かつ2.5メートル以下であること。
 - (2) 曲線半径及び縦断勾配については、開設目的に応じて車両の安全な通行が可能なものであること。
 - (3) 切取法勾配は土砂にあつては5分から8分まで（通常6分）、岩にあつては直から3分まで（通常2分）であること。
 - (4) 盛土法勾配は盛土高10メートル以下にあつては1割2分（保安林内では1割5分）、10メートルを超えるものにあつては1割5分とすること。
 - (5) 構造物等は、洗越工、簡易横断溝、簡易土留工、緑化工及び路面工とすること。
- 3 改良は、施工後の規格及び構造が、1、2又は別に定める京都府森林作業道作設指針等（以下「森林作業道作設指針等」という。）を満たすものとなること。

第7 補助対象経費の積算

- 1 開設
 - (1) 簡易作業道は、作業道実施基準により経費を積算するものとする。
 - (2) 森林施業路は、別に定める標準単価により経費を積算した（標準経費（以下「標準経費」という。）と実支出額とのいずれか少ない額とする。
- 2 改良
 - (1) 簡易作業道は、作業道実施基準により経費を積算するものとする。
 - (2) 森林施業路等は、標準経費と実支出額とのいずれか少ない額（標準経費が積算できない部分にあつては作業道実施基準により積算された経費）とする。
- 3 課税業者が事業主体となって事業を実施する場合は、仕入税額の控除を行うものとし、消費税は補助対象としないものとする。
- 4 森林施業路の開設及び森林施業路等の改良に要する事業費の構成は、次のとおりとする。



- 5 森林施業路に係る難易度別標準単価の平均横断勾配（ Θ ）の決定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 1路線当たりの難易度別標準単価は、原則として1種類とする。ただし、路線

内に著しい地形変化点がある場合は、その点を境界に適切な難易度別標準単価により積算することができる。

- (2) (1)により設定する各区間における平均横断勾配（ Θ ）は、計画線上に約 50メートルごとに測点を設け、横断方向に、中心線から左右 2メートル程度の範囲の傾斜を求め、各測点を平均して求めた傾斜角とする。

6 森林施業路の開設及び森林施業路等の改良における次の構造物に係る経費は、補助対象経費とすることができる。

- (1) 間伐材を利用した丸太組構造に石材を充填した洗越工であって、前後の路面縦断線形と排水横断方向を適切にすることにより、豪雨による出水時に路体の安全が確保される構造のもの。
- (2) 木製の簡易横断溝
- (3) 種子吹付け又は種子吹付けと同等以上の効果を有する緑化工
- (4) 間伐材を利用した丸太組による簡易土留工（路面工・丸太組工）
- (5) 軟弱区間・盛土区間等における敷砂利（敷厚は 5センチメートル）及び敷丸太（標準直径は 9センチメートルから 15センチメートルまで）による路面工

第 8 計画書の作成等

- 1 事業主体は、要綱第 3 条に規定する事業計画を別記第 1 号様式により作成し、事業実施前年度の 10 月末日までに事業施行地を所管する広域振興局長等に提出するものとする。
- 2 広域振興局長等は、事業主体から提出された計画数量等を別記第 2 号様式により取りまとめ、事業実施前年度の 11 月 10 日までに農林水産部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。
- 3 1 及び 2 の規定にかかわらず、当年度中に路網開設等を必要する要望が生じた場合は、事業計画等の提出時期を別に定める。

第 9 補助金交付申請

- 1 要綱第 4 条に規定する補助金交付申請書は、別記第 3 号様式によるものとする。
- 2 要綱第 4 条の事業計画のうち承認された路線とは、広域振興局長等から別記第 2-1 号様式により補助金の交付に係る内示を受けた路線をいうものとする。

第 10 補助金交付決定

- 1 広域振興局長等は、要綱第 4 条により提出された補助金交付申請について審査し、別記第 4 号様式により補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 広域振興局長等は、補助金の交付決定を行った場合、その結果を別記第 4-1 号様

式により農林水産部長に報告するものとする。

第 11 事業の着手

事業主体は、補助金交付決定（保安林等に係る許可等が必要な場合にあつては、併せてその許可等）を受けた後に当該事業に着手し、速やかに要綱第 5 条に定める着手届を別記第 5 号様式により提出するものとする。

第 12 早期着工届

事業主体は、補助金の交付決定以前に事業に着手しようとする場合は、工事着手日の 1 週間前までに別記第 6 号様式により早期着工届を広域振興局長等に提出するものとする。

第 13 事業計画の変更

- 1 事業主体は、事業計画について要綱第 6 条に定める変更をしようとするときは、あらかじめ別記第 7 号様式により知事に変更の承認を申請するものとする。
- 2 知事は、申請された内容が適正であると認めたときは、当該変更が補助金の額の変更を伴うものにあつては、別記第 8 号様式により補助金変更交付決定を行うものとし、その他のものにあつては、別記第 9 号様式により補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号）第 9 条の規定による承認を行うものとする。
- 3 1 にかかわらず、事業主体は、事業計画について軽微な変更（工種の新設又は変更若しくは延長の 30 パーセント未満の増減をいう。）をしようとするときは、あらかじめ別記第 10 号様式により広域振興局長等に変更の承認を申請するものとする
- 4 広域振興局長等は、申請された内容が適正であると認めたときは、別記第 11 号様式により承認するものとする。
- 5 1 及び 3 に該当しない変更については、事業の完了時に精算処理をするものとし、第 14 に定める実績報告書に設計・出来高対照表を添付するものとする。

第 14 実績報告

- 1 要綱第 7 条に規定する実績報告は、別記第 12 号様式によるものとする。
- 2 広域振興局長等は、所管区域における事業の実績を別記第 13 号様式により取りまとめ、翌年度の 4 月 10 日までに農林水産部長まで報告するものとする。

第 15 完成検査

要綱第 8 条に定める完成検査は、次のとおり行うものとする。

- (1) 簡易作業道の開設に係る完成検査は、作業道実施基準により行うものとする。

(2) 森林施業路の開設に係る完成検査の方法等は、主として通行する車両の安全の確保及び林地の保全上支障がないかを中心に検査するものとし、その検査各項目等は次のとおりとする。

項目	内容	判定	措置
距離	延長300mにつき1カ所(20m以上)の測点間を巻尺、けん縄を用いて実測する。 2以上の査定単価がある場合は、査定単価別に上記の延長を確認する。	精算書類どおりであれば合格	不足の場合は手直し、減額
幅員	300mに1箇所幅員を測定する。	精算書類の幅員以上あれば合格	不足の場合は手直し
洗越工	施工状況(路面縦断線形・排水横断方向等)、施工数量の確認	豪雨による出水時に路体の安全が確保される構造であり、査定の規格・精算書類の数量以上であれば合格	不足の場合は手直し
簡易横断溝	設置状況、設置数の確認	査定の規格・精算書類の数量以上であれば合格	不足、不良の場合手直し
緑化工	施工状況、施工数量の確認	査定の規格・精算書類の数量以上であれば合格	不足、不良の場合手直し
簡易土留工・路面工	施工状況、施工数量の確認	査定の規格・精算書類の数量以上であれば合格	不足、不良の場合手直し
林地保全	施工状況、支障木の処理	森林施業、通行の安全に支障が無いか、災害の原因等になる恐れが無いかについて確認	不良の場合適切に処理させる

- (3) 簡易作業道の改良に係る完成検査は(1)に準じて、森林施業道等の改良に係る完成検査は(2)に準じて行うものとする。

第 16 補助金額の確定

広域振興局長等は、第 15 の完成検査の結果、当該事業が適切に完了していると認めるときは、別記第 15 号様式により補助金の額の確定について事業主体に通知するものとする。

第 17 台帳の整備

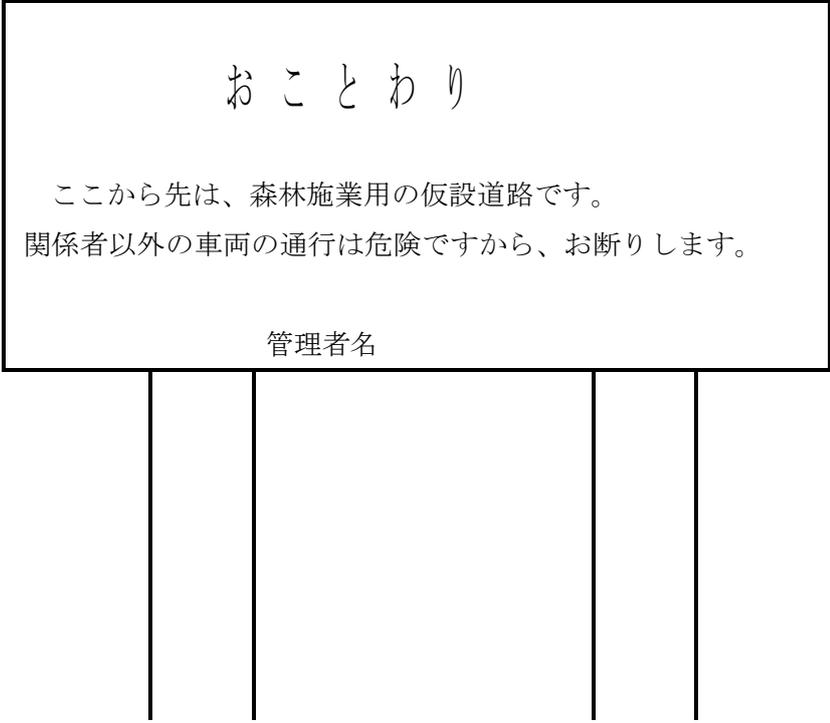
事業主体は、事業完了後、別記第 16 号様式による森林施業路台帳又は別記第 17 号様式による森林施業路台帳を 2 部作成し、1 部を事業施行地を所管する広域振興局長等に提出するものとする。

第 18 道路の管理

- 1 事業主体は、本事業により開設した簡易作業道及び森林施業路を善良に管理するものとし、必要に応じて通行の安全を確保するための措置を講じるとともに、その路体の維持管理に努めるものとする。
- 2 事業主体は、本事業により開設した簡易作業道及び森林施業路の起点部に起点標識を設置するとともに、森林施業路にあつては、一般車両の通行安全を確保するため必要な場合においては、起点部に通行を制限するための装置（チェーン等）及び制限する旨の標識を設置するものとする。

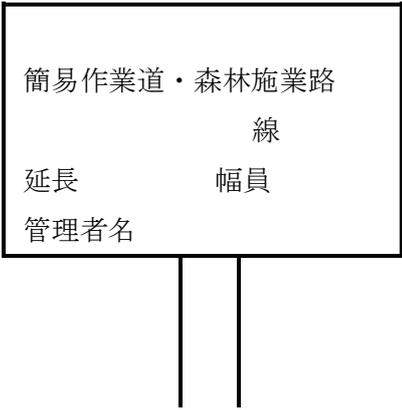
附 則

- 1 この実施要領は、令和 6 年度分の補助金から適用する。
- 2 令和 6 年 6 月 7 日以前に提出された計画書等については、なお従来の例による。



(制限標識例)

起点標識 (例)



別記

第1号様式

年 月 日

京都府知事 様

事業主体の名称

代表者名

年度森林施業省力化促進事業計画書

年度森林施業省力化促進事業を下記により実施したいので、森林施業省力化促進事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により事業計画を提出します。

記

1 事業計画

路線名	実施箇所	事業内容	規格	事業費	補助金	工期
				千円	千円	

注1 事業内容欄に「開設（簡易作業道及び施業路）」又は「改良」を記載してください。

2 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量等」を記載する

2 添付図書

- (1) 路線別概要書（付表1）
- (2) 計画路線内訳書（付表2）
- (3) 計画路線位置図（付図1）
- (4) 平面図・横断面図（付図2）

付表 1

森林施業省力化促進事業路線別概要書

路線 番号	事業 内容	路線 名	規格	事業費	利用対象森林の概要					備 考
					受益 戸数	施業種	森林施業面積			
							当年度	翌年度	合計	
				千円	戸		ha	ha	ha	
合 計										

- 注 1 事業内容欄には、「開設(簡易作業道又は森林施業路)」又は「改良」を記載してください
- 2 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。
- 3 事業費欄には、作業道実施基準又は森林施業路標準経費により積算した記費を記載してください。

付表 2

年度森林施業省力化促進事業計画路線内訳書

路線名		規 格		事業内容	
事 業 費 内 訳					
区 分	数 量	単 価	金 額	備 考	
$\theta \leq 25^\circ$		円	千円		
$25^\circ < \theta < 35^\circ$					
$\theta \geq 35^\circ$					
配水管					
簡易横断施設					
緑化工					
木製横断工					
敷砂利					
直接工事費 計					
共通仮設費					
本工事費					
事業費合計					

注1 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。

2 事業内容欄には、「開設（簡易作業道又は森林施業路）」または「改良」を記載してください。

3 本表で適切に記載できない場合は、本表の様式に準じて必要事項を記載して作成してください。

4 θ は、平均横断勾配を示しています。

5 金額の欄には、千円未満を切捨てして記載してください。

付図1

計 画 路 線 位 置 図

凡 例	
計画路線	
利用区域	
施業区域	

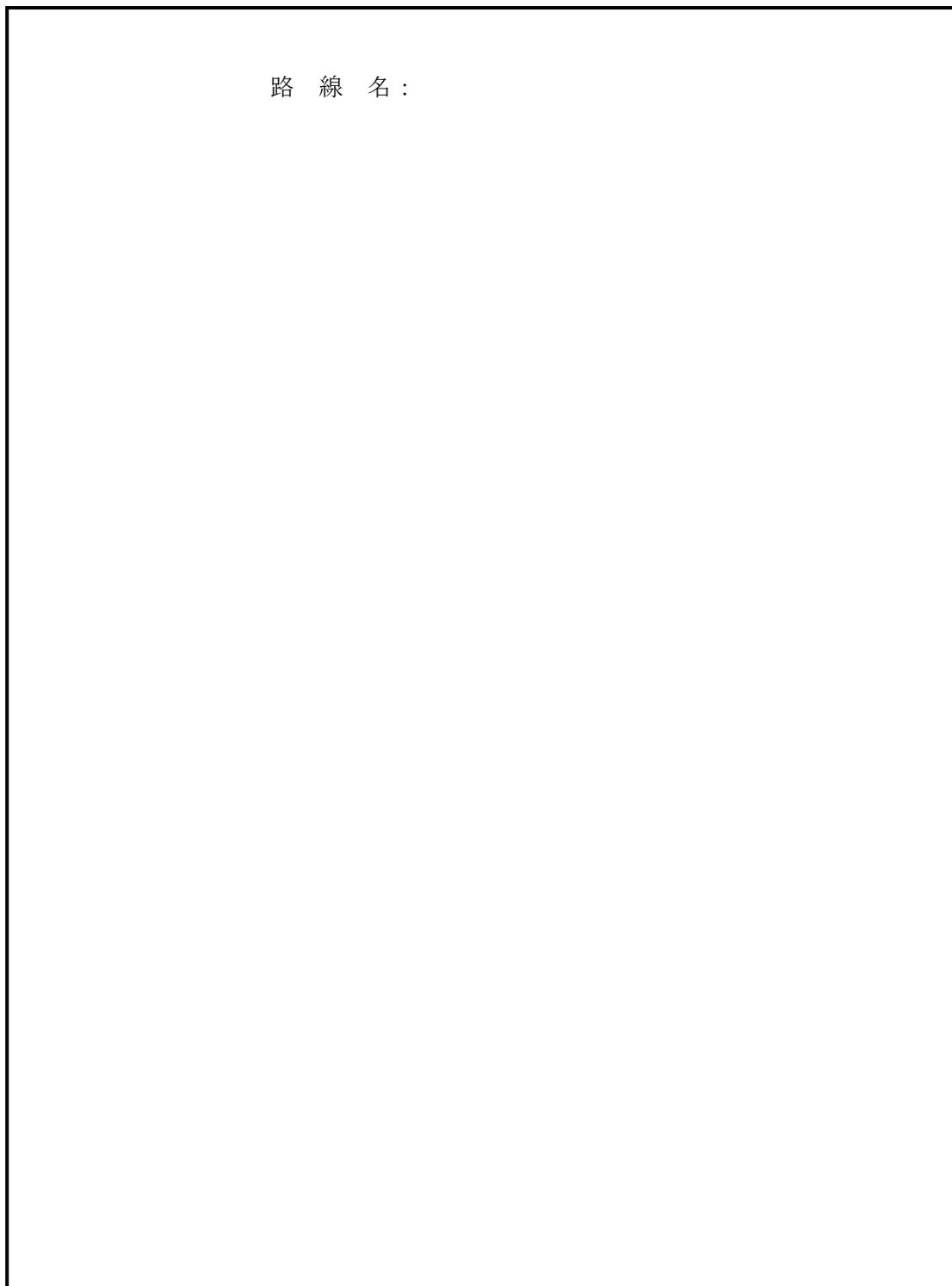
注1 森林計画図の該当箇所を複写し、その上に路線の位置を記載してください。

2 凡例は、計画に応じて適宜に指定してください。

付図2

平面図・横断面図

路線名：



注 事業費の算出の根拠が分かる図面としてください。

第2号様式

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域振興局長等

年度森林施業省力化促進事業計画について（報告）

年度森林施業省力化促進事業計画を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

事業内容	路線名	実施個所	規格	事業費	補助金
				円	円
計					

注1 事業内容欄には、「開設（簡易作業道又は森林施業路）」又は「改良」を記載してください。

2 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。

第2-1号様式

番 号
年 月 日

事業主体様

広域振興局長等

年度森林施業省力化促進事業補助金の内示について（通知）

年度森林施業省力化促進事業補助金について、下記のとおり内示します。

記

事業内容	路線名	実施個所	事業費	補助金
			円	円
計				

注 事業内容欄には、「開設（簡易作業道又は森林施業路）」「改良」を記載してください。

第3号様式

番 号
年 月 日

京都府知事 様

事業主体の名称
代表者名

年度森林施業省力化促進事業補助金交付申請書

年度森林施業省力化促進事業について下記のとおり実施したいので、森林施業省力化促進事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金 円を交付されるよう申請します。

記

1 事業計画及び経費の内訳

区分 事業 内容	事業費	経 費 内 訳			備 考
		府 補 助 金	市 町 村 費	そ の 他	
	円	円	円	円	
計					

注 事業内容欄には、「開設（簡易作業道又は森林施業路）」「改良」を記載してください。

2 添付図書

- (1) 事業計画明細書（付表1）
- (2) 収支予算書（付表2）
- (3) 設計図書（位置図、平面図、横断面図、積算表）
- (4) 森林作業道に係るチェックリスト（別紙様式）

付表 1

平成 年度森林施業省力化促進事業計画明細書

路線 番号	事業内容	路線名及び 実施箇所	規 格	事 業 費	経 費 内 訳			工 期 年 月 日		年度内 施業積 面積	次年度 施業積 面積	備 考
					府補助金	市町村費	そ の 他	着 工	完 成			
				円	円	円	円			ha	ha	
合計												

注 1 事業内容欄には、「開設（簡易作業道又は森林施業路）」「改良」を記載してください。

2 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。

付表2

収支予算書

1 収入

事業内容	路線名	予 算 額				備 考
		府補助金	市町村費	その他	計	
		円	円	円	円	
	計					

2 支出

事業内容	路線名	予 算 額				
		請負・直 営工事費	測量試験費	工事雑費	事務雑費	計
		円	円	円	円	円
	計					

注 事業内容欄には、「開設（簡易作業道又は森林施業路）」「改良」を記載してください。

(別紙様式)

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日： 年 月 日

申請者： _____

森林の所在地： _____

施工延長： _____

区分		チェック項目	申請者
路線計画	基本事項	<p>① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。</p> <p>② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。</p> <p>③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。</p> <p>④ 作設箇所は原則として 35° 未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け、迂回方法を適切に決定する。</p> <p>⑤ 急傾斜地の 0 次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。</p> <p>⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。</p> <p>⑦ 作設箇所について、やむを得ず 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。</p> <p>⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。</p> <p>⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。</p> <p>⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。</p> <p>⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。</p> <p>⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、関係法令を確認し、適切な手続きを行う。</p>	<input type="checkbox"/>
施工	幅員	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。	<input type="checkbox"/>

縦断勾配	<p>① 集材作業を行う車両が、木材を積載し、安全に上り走行 ・ 下り走行ができることを基本とする。</p> <p>② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、 エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面侵食が起きやすくなること等を考慮する。</p> <p>③ 現地条件が良い場合は概ね 10° 以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね 14° とする。</p> <p>④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。</p>	□
排水施設	<p>① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。</p> <p>③ 排水溝は、原則として開きよとする。</p> <p>④ 小溪流の横断は、原則として洗い越し施工とする。</p> <p>⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。</p> <p>⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。</p> <p>⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。</p> <p>⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。</p> <p>⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。</p>	□
切土・盛土	<p>① 土質に応じた施工方法により実施する。</p> <p>② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。</p> <p>③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p>	□
切土	<p>① 切土高は 1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。</p> <p>② 切土のり面勾配は土砂の場合は 6 分、岩石の場合が 3 分を基本として施工する。</p>	□

盛土	<p>① 複数層に区分し、各層 30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。</p> <p>② 盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、盛土高が2 mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。</p> <p>③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。</p> <p>④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。</p> <p>⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。</p>	□
曲線部	<p>林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。</p>	□
構造物等	<p>① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。</p> <p>② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。</p> <p>③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、碎石を施すなどの対策をとる。</p> <p>④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、表土の剥ぎ取り、深層との混ぜ合わせ等の工夫をする。</p> <p>⑤ 2 t積トラックなど接地圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。</p>	□

	伐開	① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。 ② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。 ③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。	□
周辺環境の配慮	人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。 やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。	□	
管理	① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。 ② 森林作業道の管理主体を明確する。	□	

第4号様式

京都府指令 第 号

申請者

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度森林施業省力化促進事業補助金については、森林施業省力化促進事業補助金交付要綱（平成元年8月11日京都府告示第475号）に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

京都府知事 印

交付条件

- 1 補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）、森林施業省力化促進事業補助金交付要綱（平成元年8月11日京都府告示第475号）、森林施業省力化促進事業実施要領（ 年 月 日 林第 号）に従うこと。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておくこと。

第4-1号様式

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域振興局長等

年度森林施業省力化促進事業補助金交付決定の
結果について（報告）

年度森林施業省力化促進事業について、下記のとおり補助金の交付決定を行ったので報告します。

記

市町村名	事業内容	路線名	実施個所	規格	事業費	補助金
					円	円
計						

注1 事業内容欄には、「開設（簡易作業道又は森林施業路）」又は「改良」を記載してください。

2 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。

第5号様式

年 月 日

京都府知事 様

事業主体の名称
代表者名

年度森林施業省力化促進事業着手届

年度森林施業省力化促進事業について、下記のとおり事業に着手しましたので、
森林施業省力化促進事業実施要領第11の規定により届け出ます。

記

事業内容	路線名	請負・直営	着手年月日	完了予定年月日	施工業者名

注 事業内容欄には、「開設（簡易作業道又は森林施業路）」「改良」を記載してください。

第6号様式

年 月 日

京都府知事 様

事業主体の名称
代表者名

年度森林施業省力化促進事業早期着工届

下記事業について、留意事項を遵守して早期に着工したいので、森林施業省力化促進事業実施要領第12の規定により届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 事業主体
- 3 実施箇所
- 4 実施内容
 - (1) 事業量
 - (2) 事業費
- 5 着工予定年月日
- 6 完了予定年月日
- 7 早期着工が必要な理由
- 8 留意事項
 - (1) 本事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの間、計画変更を行いません。
 - (2) 補助金交付決定を受けるまでの間に生じた天災地変等により、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担します。
 - (3) 補助金交付決定を受けた補助金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議ありません。

年 月 日

京都府知事

事業主体の名称
代表者名

年度森林施業省力化促進事業計画変更承認申請書

年度森林施業省力化促進事業の事業計画を下記のとおり変更したいので、森林施業省力化促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により変更承認を申請します。

記

1 事業計画の変更

路線名	実施箇所	規格	事業費	補助金	工期
		m	千円	千円	

2 添付図書

- (1) 路線別概要書
- (2) 計画路線内訳書
- (3) 計画路線位置図
- (4) 平面図・横断面図

注1 1の表は、変更前を上段に、変更後を下段に、二段書きとしてください。

2 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。

3 添付図書は、別記第1号様式の添付図書の各様式に準じて、注1の記載方法等により変更内容が分かるように作成したものとしてください。

第8号様式

京都府指令 第 号

申 請 者

年 月 日付け京都府指令 第 号に係る平成 年度森林施業省
力化促進事業補助金について、補助金額 円を 円に変更して交付し
ます。

年 月 日

京都府知事

印

第9号様式

番 号
年 月 日

申 請 者 様

広域振興局長等

年度森林施業省力化促進事業の重要変更承認書

年 月 日付け 第 号で重要変更承認申請があった 年度
森林施業省力化促進事業については承認します。

年 月 日

京都府 広域振興局長 様
(京都府京都林務事務所長 様)

事業主体の名称
代表者名

年度森林施業省力化促進事業の軽微変更承認申請書

年度森林施業省力化促進事業について、下記のとおり変更して実施したいので、森林施業省力化促進事業実施要領第13の3の規定により軽微な変更の承認を申請します。

記

1 変更の内容

事業内容	路線名	規格	事業費	補助金	備考
		m m	円	円	

2 変更の理由

3 添付図書

- (1) 事業計画明細書
- (2) 設計図書 (位置図、平面図、横断面図、積算表)

注1 1の表は、変更前を上段に、変更後を下段に、二段書きとしてください。

2 事業内容欄には、「開設(簡易作業道又は森林施業路)」又は「改良」を記載してください。

3 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。

4 添付図書は、別記第3号様式の付表1に準じて注1の記載方法等により変更内容が分かるように作成したものと及び変更前後が分かる設計図書としてください。

第11号様式

年 月 日

申請者様

広域振興局長等

年度森林施業省力化促進事業の軽微変更承認書

年 月 日付け 第 号で軽微変更承認申請があった平成 年度
森林施業省力化促進事業については承認します。

第12号様式

年 月 日

京都府知事 様

事業主体の名称
代表者名

年度森林施業省力化促進事業実績報告書

年 月 日付け番 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、森林施業省力化促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業成績及び経費の内訳

事業 内容	区 分	事 業 費	経 費 内 訳			備 考
			府 補 助 金	市 町 村 費	そ の 他	
		円	円	円	円	
計						

注1 事業内容欄には、「開設（簡易作業道及び森林施業路）」又は「改良」を記載してください。

2 実行経費が交付決定額を下回る場合は、実行経費により記載してください。

2 添付図書

- (1) 事業精算明細書（付表1）
- (2) 収支精算書（付表2）
- (3) 実支出額精算書（付表3）
- (4) 出来高内訳書（付表4）
- (5) 出来高路線位置図（付図1）
- (6) 出来高平面・横断面図（付図2）

付表 1

年度森林施業省力化促進事業精算明細書

路線 番号	事業内容	路線名及び 実施箇所	規 格	事 業 費	経 費 内 訳			工 期 年 月 日		年 度 内 施業面積	次年度 施業面積	備 考
					府補助金	市町村費	そ の 他	着 工	完 成			
				円	円	円	円			ha	ha	
合計												

注 1 事業内容欄には、「開設（簡易作業道及び森林施業路）」又は「改良」を記載してください。

2 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。

付表2

収支精算書

1 収入

事業内容	路線名	精 算 額				備 考
		府補助金	市町村費	その他	計	
		円	円	円	円	
計						

2 支出

事業内容	路線名	精 算 額				
		請負・直 営工事費	測量試験 費	工事雑費	事務雑費	計
		円	円	円	円	円
計						

注1 実支出額が森林施業路標準経費により積算された経費よりも少ない場合は、実支出額を記載してください。

2 事業内容欄には、「開設（簡易作業道及び森林施業路）」又は「改良」を記載してください。

付表 3

実支出額精算書

事業内容	路線名	精 算 額			
		請負・直営 工事費	測量試験 費	工事雑費	事務雑費
		円	円	円	円
計					

注 事業内容欄には、「開設（森林施業路）」「改良（森林施業路）」を記載してください。

付表 4

年度森林施業省力化促進事業計画路線内訳書

路線名		規 格		事業内容	
事 業 費 内 訳					
区 分	数 量	単 価	金 額	備 考	
$\theta \leq 25^\circ$					
$25^\circ < \theta < 35^\circ$					
$\theta \geq 35^\circ$					
配水管					
簡易横断施設					
緑化工					
木製横断工					
敷砂利					
直接工事費 計					
共通仮設費					
本工事費					
事業費合計					

注1 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。

2 事業内容欄には、「開設（簡易作業道及び森林施業路）」又は「改良」を記載してください。

3 本表で適切に記載できない場合は、本表の様式に準じて必要事項を記載して作成してください。

4 θ は、平均横断勾配を示しています。

5 金額の欄は、千円未満を切捨てして記載してください。

付図1

出来高路線位置図

凡 例	
計画路線	
利用区域	
施業区域	

注1 森林計画図の該当箇所を複写し、その上に路線の位置を記載してください。

2 凡例は、事業に応じて適宜に指定してください。

付図2

出来高平面・横断面図

路線名：

注 事業費の算出の根拠が分かる図面としてください。

第13号様式

年 月 日

農林水産部長 様

広域振興局長等

年度森林施業省力化促進事業実績について（報告）

年度森林施業省力化促進事業実績を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

路線名	規格	事業費	補助金	備考
		円	円	

注1 事業内容欄には、「開設（簡易作業道及び森林施業路）」又は「改良」を記載してください。

2 規格欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量等」を記載してください。

第14号様式

完 成 検 査 調 書				
市 町 村 名		事業内容		路線名
施 行 箇 所	地内 事業実施主体			
検 査 年 月 日	年 月 日			
施 行 期 間	着 手	年 月 日	完 成	年 月 日
施 行 内 容				
施 工 区 分	直 営		請 負	
施行者住所・氏名				
交付指令年月日	年 月 日			
交付指令事業費	円	同左補助金	円	
実 行 事 業 費	円	同左補助金	円	
補助対象事業費	円	同左補助金		
検 査 基 準 書 類	設計図書、施行写真、関係書類、			
検 査 員 職 ・ 氏 名				
立会者職・氏名				
検 査 記 録				
区 分	測 点 等		内 容	
平 面			適 否	
縦 断			適 否	
横 断			適 否	
			適 否	
工 事 雑 費	円		適 否	
事 務 雑 費	円		適 否	

注1 事業内容欄には、「開設（簡易作業道及び森林施業路）」又は「改良」を記載してください。

2 施行内容欄には、開設の場合は「幅員・延長」を、改良の場合は「工種数量」を記載してください。

3 施行者欄は請負の場合は請負者、直営の場合はその直営者の住所・氏名を記入してください。

4 実行事業費欄は第12号様式の付の2の額を記入してください。

5 検査記録欄については適宜必要項目を追加してください(改良の場合の構造物名等)

第15号様式

番 号
年 月 日

申請者 様

京都府知事 印

年度森林施業省力化促進事業の補助金の額の確定について

年 月 日付け京都府指令 第 号に係る補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 円

交付決定補助金額 円

簡 易 作 業 道 台 帳

市町村名

台帳整理番号					台帳登載年月日				作業道管理者				平 面 見 取 図
路 線 名					事 業 名	年度森林施業省力化促進事業							
区分・種類					位 置	起 点	郡 (市) 町 (村)		番地				
						終 点	郡 (市) 町 (村)		番地				
開 設 経 過 等					利 用 区 域 の 状 況								
年 度	開設延長	幅員	事業費	全体計画延長	施行主体	利 用 区 域 内 の 森 林 資 源							
	m	m	千円	m		区分	面 積			蓄 積			
							人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	
						民有林	ha	ha	ha	m ³	m ³	m ³	
						その他							
						計							
接 続 道 路 の 状 況						受益戸数	交 通 災 害 保 険 加 入 状 況						
区 分	路 線 名	幅員	延 長	道路の種類	管 理 者		保 険 の 種 類						
起点側		m	m				保 険 会 社 名						
終点側						加 入 年 月 日							
摘 要													

注 1 路線ごとに作成してください。当該年度の事業が既設の路線の延伸である場合は、当該路線の既存の台帳を基に当該年度の事業に係る内容を追加記載して作成してください。

- 2 区分・種類の欄は、作業道の規格の区分及び種類を記載してください。
- 3 利用区域の状況のその他の欄は、森林以外の畑、田等について記載してください。
- 4 平面見取図は、当該作業道の線形、河川、他の道路等及び当該作業道の年度別の開設区間、延長、幅員等について詳細に記入してください。
- 5 摘要欄には、市場までの距離等地位情報、改良の内容及び実施年度、その他必要な事項を記載してください。
- 6 この台帳には、簡易作業道台帳経過表（付表）及び図面（5万分の1の地形図に位置、利用区域及び路線名を記入したもの）を添付してください。

簡 易 作 業 道 台 帳 経 過 表

事業年度	事業主体	作業道区分	作業道種類	幅員	延長	事業費 (補助金額)	補助率	線形の状況		土場及び 待避等 箇所数	標識の本数	現況幅員				現在終点位置 の地番等	台帳 登載 年月日	適用	
								曲線 半径 例外 箇所数	縦断 勾配 例外 箇所数			区 分							累 計
												4 m 未 満		4 m 以 上					
												幅員	延長	幅員	延長				
				m	m	千						m	m	m	m				
簡 易 作 業 道 利 用 状 況																			
施 業 の 内 容		施業計画面積	施 業 実 施 面 積					備 考											
			年度	年度	年度	年度	年度												
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha											

注1 路線ごとに作成してください。当該年度の事業が既設の路線の延伸である場合は、当該路線の既存の経過表を基に当該年度の事業に係る内容を追加記載して作成してください。
 2 摘要欄には改良の実施等その他必要な事項を記入してください

森 林 施 業 路 台 帳

台帳整理番号		路線名		所在地		市・郡		町・村		地内		登載年月日	
年度	延長	幅員	事業費	補助金	管理者	名称	平面見取図						
	m	m	円	円		所在地							
					事業主体								
接続道路の状況					保安林種類								
区分	路線名	延長	幅員	道路の種類	管理者	保安林面積							
起点側						作業許可申請年月日							
終点側						作業許可年月日							
森 林 施 業 路 利 用 状 況													
施業の内容		施業計画面積		施業実施面積									
				年度	年度	年度	年度	年度	合計				
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha						
交通災害加入状況	保険の種類		保険会社名		加入年月日								
起点標識	有・無	受益者	氏名		住所		氏名		住所		備考		
制札	有・無												
ゲート	有・無												

注 1 路線ごとに作成してください。当該年度の事業が既設の路線の延伸である場合は、当該路線の既存の台帳を基に当該年度の事業に係る内容を追加記載して作成してください。

2 平面見取図は、当該施業路の線形、河川、他の道路等及び当該施業路の年度別の開設区間、延長、幅員等について詳細に記入してください。

3 摘要欄には改良の内容及び実施年度やその他必要な事項を記入してください